

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県規則第 73 号 高知県漁業調整規則の一部を改正する規則 第 1 条（公布日から施行する。）

（下線部分は改正部分）

新	旧
第 1 条～第49条〔略〕 第 50 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 （1） 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。 （2） 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。 ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻 （3） 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。 <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第 51 条～第 57 条 〔略〕 第 58 条 次の各号のいずれかに<u>該当する場合には、当該違反行為をした</u>者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 （1） 第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 35	第 1 条～第49条 〔略〕 第 50 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 （1） 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。 （2） 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。 ア 当該船舶を特定することができる情報 イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻 （3） 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。 〔追加〕 第 51 条～第 57 条 〔略〕 第 58 条 次の各号のいずれかに<u>該当する</u>者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 （1） 第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 35

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

条から第 43 条まで、第 45 条第 1 項又は第 46 条第 1 項の規定に<u>違反したとき。</u> (2) 第 33 条第 13 項において準用する第 13 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 46 条第 3 項の規定により付けた条件に<u>違反したとき。</u> (3) 第 23 条第 1 項(第 33 条第 13 項において準用する場合を含む。)、第 33 条第 13 項において準用する第 22 条第 2 項、第 45 条第 2 項又は第 49 条第 1 項の規定に基づく命令に<u>違反したとき。</u> 2 [略] 第 59 条 第 25 条第 1 項(第 47 条第 8 項において準用する場合を含む。)、第 31 条、第 33 条第 10 項又は第 44 条第 1 項の規定に<u>違反したときは、当該違反行為をした者は、</u>科料に処する。 第 60 条～第 61 条 [略]	条から第 43 条まで、第 45 条第 1 項又は第 46 条第 1 項の規定に<u>違反した者</u> (2) 第 33 条第 13 項において準用する第 13 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 46 条第 3 項の規定により付けた条件に<u>違反した者</u> (3) 第 23 条第 1 項(第 33 条第 13 項において準用する場合を含む。)、第 33 条第 13 項において準用する第 22 条第 2 項、第 45 条第 2 項又は第 49 条第 1 項の規定に基づく命令に<u>違反した者</u> 2 [略] 第 59 条 第 25 条第 1 項(第 47 条第 8 項において準用する場合を含む。)、第 31 条、第 33 条第 10 項又は第 44 条第 1 項の規定に<u>違反した者は、</u>科料に処する。 第 60 条～第 61 条 [略]
--	---

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県規則第 73 号 高知県漁業調整規則の一部を改正する規則 第 2 条（令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、同条中第 58 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。）

（下線部分は改正部分）

新			旧		
第 1 条～第 33 条〔略〕			第 1 条～第 33 条〔略〕		
第 34 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第 4 条第 1 項第 1 号に掲げるもじゃこ漁業又は同項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。			第 34 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第 4 条第 1 項第 1 号に掲げるもじゃこ漁業又は同項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。		
水産動植物	禁止期間	禁止区域	水産動植物	禁止期間	禁止区域
(1)～(2)	〔略〕	〔略〕	(1)～(2)	〔略〕	〔略〕
(3) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流	(3) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流			伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流			物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流
		鏡川に係る河川中高知市鏡			鏡川に係る河川中高知市鏡

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

		多目的用えん堤上流端から上流			多目的用えん堤上流端から上流
		吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)			吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域(支流を含む。)
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流			仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流			仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流
		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流			四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
		松田川に係る河川中宿毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流			[追加]
(4) あゆ(全長 10 センチメートルを超えるものに限る。)	1 月 31 日午後 5 時から 5 月 15 日午前 5 時まで	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流	[追加]	[追加]	[追加]

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

<u>(5)</u> あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川(<u>(3)</u> 及び <u>(4)</u> に掲げる禁止区域を除く。)	<u>(4)</u> あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	仁淀川及び四万十川に係る河川(<u>(3)</u> に掲げる禁止区域を除く。)
<u>(6)</u> あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	内水面(<u>(3)</u> から <u>(5)</u> までに掲げる禁止区域を除く。)	<u>(5)</u> あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	内水面(<u>(3)</u> 及び <u>(4)</u> に掲げる禁止区域を除く。)
<u>(7)～(10)</u>	〔略〕	〔略〕	<u>(6)～(9)</u>	〔略〕	〔略〕
<u>〔削除〕</u>	<u>〔削除〕</u>	<u>〔削除〕</u>	<u>(10)</u> ます類(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	12月1日から翌年2月15日まで	吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川と中野川との合流点から上流の中野川(支流を含む。)
					吉野川に係る河川中吾川郡いの町寺川の吉野川と白猪谷との合流点から上流の白猪谷(支流を含む。)
<u>〔削除〕</u>	<u>〔削除〕</u>	<u>〔削除〕</u>	<u>(11)</u> ます類(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年2月末日まで	内水面(<u>(10)</u> に掲げる禁止区域、吉野川に係る河川中長岡郡大豊町ヨボウシ橋下

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

			る。)		<u>流端から大王大橋上流端までの穴内川及び吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川第1えん堤上流端から第2えん堤下流端までの区域、物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流、仁淀川に係る河川中吾川郡いの町小川川と高樽川との合流点から下流の上八川川と小川川との合流点までの小川川及び上八川川と小川川との合流点から下流の下八川第四発電所放水口までの上八川川並びに奈半利川に係る河川中安芸郡北川村野川川ダム下流端から野川橋上流端までの野川川を除く。)</u>
<u>(11)～(24)</u>	〔略〕	〔略〕	<u>(12)～(25)</u>	〔略〕	〔略〕
2 〔略〕 3 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、 <u>第1項の表の(1)及び(11)から(23)まで</u> の規定は適用しない。			2 〔略〕 3 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、 <u>第1項の表の(1)及び(12)から(24)まで</u> の規定は適用しない。		

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

4 <u>第1項の表の(1)から(6)まで若しくは(8)から(23)まで</u>又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 第35条～第37条 〔略〕 <u>第38条から第40条まで 削除</u>	4 <u>第1項の表の(1)から(5)まで若しくは(7)から(24)まで</u>又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 第35条～第37条 〔略〕 <u>第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる区域においては、餌づり、擬餌づり及び友づり(地方名称の「おとり掛」を含む。次条において同じ。)以外の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>河川</u></th><th><u>禁止区域</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>物部川に係る河川</u></td><td><u>香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域</u></td></tr> <tr> <td><u>仁淀川に係る河川</u></td><td><u>吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>吾川郡いの町小川樅ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域</u></td></tr> <tr> <td><u>四万十川に係る河川</u></td><td><u>高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートル</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>河川</u>	<u>禁止区域</u>	<u>物部川に係る河川</u>	<u>香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域</u>	<u>仁淀川に係る河川</u>	<u>吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域</u>		<u>吾川郡いの町小川樅ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域</u>	<u>四万十川に係る河川</u>	<u>高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域</u>		<u>高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートル</u>
<u>河川</u>	<u>禁止区域</u>												
<u>物部川に係る河川</u>	<u>香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域</u>												
<u>仁淀川に係る河川</u>	<u>吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域</u>												
	<u>吾川郡いの町小川樅ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域</u>												
<u>四万十川に係る河川</u>	<u>高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域</u>												
	<u>高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートル</u>												

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

	<u>から折渡川と北川との合流点に建設された漁場標識までの区域</u>	
	<u>高岡郡檮原町檮原さる橋上流端から芹川谷口に建設された漁場標識までの区域</u>	
	<u>高岡郡檮原町檮原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域</u>	
	<u>高岡郡檮原町四万川曲淵橋上流端から同町檮原上成橋上流端までの区域(虎枝川を除く。)</u>	
	<u>高岡郡檮原町檮原成藪谷口に建設された漁場標識から130度の線から西の川峡谷口に建設された漁場標識から50度の線に至る区域</u>	
	<u>高岡郡檮原町檮原四国電力株式会社山子測水所から初瀬橋下流端までの区域</u>	
	<u>第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の中欄に掲げる以外の漁具又は漁法により、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、あゆを採捕してはならない。</u>	

<u>区域</u>	<u>漁具又は漁法</u>	<u>期間</u>
<u>野根川に係る河川中安芸郡東洋町</u>	<u>餌づり</u>	<u>6月1日午前5時</u>
<u>野根押野川と野根川との合流点に</u>	<u>擬餌づり</u>	<u>から10月15日午後</u>
<u>建設された漁場標識から下流</u>	<u>友づり</u>	<u>5時30分まで</u>
	<u>よこ掛け</u>	
	<u>しゃびき</u>	

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

		<u>すくい網</u> <u>投網</u> <u>なげ網</u>	
	<u>奈半利川に係る河川中安芸郡北川</u>	<u>餌づり</u>	
	<u>村及び田野町かんがい用田野ぜき</u>	<u>擬餌づり</u>	
	<u>上流端の下流30メートルから下流</u>	<u>友づり</u>	
	<u>安田川に係る河川中安芸郡安田町</u>	<u>しゃびき</u>	
	<u>かんがい用西島ぜき上流端から下</u>	<u>すくい網</u>	
	<u>流</u>	<u>投網</u>	
	<u>伊尾木川に係る河川中安芸市川北</u>	<u>なげ網</u>	
	<u>かんがい用川北ぜき上流端から下</u>		
	<u>流</u>		
	<u>安芸川に係る河川中安芸市川北江</u>		
	<u>川川と安芸川との合流点に建設さ</u>		
	<u>れた漁場標識から下流</u>		
	<u>物部川に係る河川中香美市土佐山</u>	<u>餌づり</u>	
	<u>田町町田かんがい用物部川下流統</u>	<u>擬餌づり</u>	
	<u>合ぜき上流端の下流左岸177メー</u>	<u>友づり</u>	
	<u>トルの点から340度の線から下流</u>	<u>よこ掛け</u>	
		<u>しゃびき</u>	
		<u>すくい網</u>	
		<u>投網</u>	
		<u>なげ網</u>	
	<u>鏡川に係る河川中高知市上本宮町</u>	<u>餌づり</u>	

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

	<u>かんがい用江ノ口ぜき上流端から下流</u>	<u>擬餌づり</u> <u>友づり</u> <u>しゃびき</u> <u>すくい網</u> <u>投網</u> <u>なげ網</u>	
	<u>仁淀川に係る河川中吾川郡いの町</u> <u>仁淀川橋上流端から下流の同町八</u> <u>田かんがい用八田ぜき上流端の上</u> <u>流20メートルまでの区域</u>	<u>餌づり</u> <u>擬餌づり</u> <u>友づり</u> <u>よこ掛け</u> <u>しゃびき</u> <u>すくい網</u> <u>投網</u> <u>なげ網</u>	<u>5月15日午前5時</u> <u>から10月15日午後</u> <u>5時30分まで</u>
	<u>新荘川に係る河川中須崎市上分落</u> <u>合橋下流端から下流</u>	<u>餌づり</u> <u>擬餌づり</u> <u>友づり</u> <u>しゃびき</u> <u>すくい網</u> <u>投網</u> <u>なげ網</u>	
	<u>四万十川に係る河川中四万十市四</u> <u>万十川橋上流端から下流の同市不</u> <u>破八幡宮境内西端から240度の線</u>	<u>餌づり</u> <u>擬餌づり</u> <u>友づり</u>	

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

	<u>に至る区域</u>	<u>よこ掛け</u> <u>しゃびき</u> <u>すくい網</u> <u>投網</u> <u>なげ網</u>	
<u>2 前項の表の中欄に規定する漁具若しくは漁法に火光その他の照明若しくは追い込む漁法を併用し、又は水中に潜入してこれらの漁具若しくは漁法により、あゆを採捕してはならない。</u>			
<u>第40条 何人も、う飼漁法は、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に行ってはならない。</u>			
	<u>禁止区域</u>	<u>禁止期間</u>	
	<u>仁淀川に係る河川</u>	<u>12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで</u>	
	<u>新莊川に係る河川</u>		
	<u>四万十川に係る河川</u>		
	<u>吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から吾川郡いの町高藪発電用えん堤上流端までの区域</u>	<u>12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月20日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで</u>	
	<u>上記以外の内水面</u>	<u>12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで</u>	

第 41 条～第 57 条 〔略〕

第 41 条～第 57 条 〔略〕

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、<u>第35条から第37条まで、第41条から第43条まで</u>、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 〔略〕 第59条～第61条 〔略〕	第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条第1項、第2項若しくは第4項、<u>第35条から第43条まで</u>、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 〔略〕 第59条～第61条 〔略〕
---	---